

事務連絡

平成26年8月12日

公益社団法人 日本バス協会理事長 殿

自動車局旅客課バス産業活性化対策室課長補佐
(貸切バス担当)

「修学旅行にかかる貸切バスの運賃・料金の経過措置について（平成26年8月12日付け自動車局旅客課長事務連絡）」に係る補足について

平成26年8月12日付け自動車局旅客課長事務連絡（以下、「事務連絡」という。）により、経過措置の取り扱いを定めたところですが、この事務連絡について以下のとおり補足します。

1. 修学旅行等の契約については経過措置を適用することとしたものの、実際のところ、①平成25年12月末に旅行業者がバスを依頼し、同日付で「運送」は引き受けてたものの、運賃・料金の回答がないという事例や、②平成26年3月か6月（不明）に旅行業者がバスを依頼したが、同年6月末に「回答できない」との返事がきたという事例、③平成26年5月末（この時点の届出率は20%程度なので、新運賃の適用はないと推認）に旅行業者がバスを依頼したが、同日「バスは押さえました」と回答があるものの、バス代は新運賃でお願いします、と回答があったという事例があります。確かに、旅行業者側が依頼した内容が不明確な点があることから引き受け回答ができなかったこともあったと思いますが、経過措置を設けた趣旨と円滑な修学旅行の催行を図るため、事務連絡を発出したところです。
2. 「事務連絡2.」にある、「貸切バスの手配について手配依頼書の提出または電子システムによる手配予約を行っていた場合」の解釈について、旅行業者が手配依頼書の提出等をしていたにもかかわらず、貸切バス事業者から文書による回答を得ていないという実態があります。このため、貸切バス事業者からの回答を必ずしも得ていなくとも、旅行業者においてFAX送信日などの依頼日を記録しているのであれば、手配を行っていた、として取り扱って下さい。
3. 「事務連絡3.」にある、「貸切バス事業者と旅行業者が協力して学校側に説明し、理解を得る」ことについて、学校側が遠方にある場合、貸切バス事業者が学校

まで出向くことは負担が大きく対応が困難となることが想定される場所、貸切バス事業者が出向くことができないという場合には、貸切バス事業者において書面を作成し、同書面をもって学校側に説明するよう旅行会社に依頼することも可能とします。ただし、この場合は、貸切バス事業者が旅行会社に対して説明を依頼する旨の書面を渡すこととします。

4. 「事務連絡3. ③」にある学校側からの文書は、記載例を別添のとおり提示します。
5. 事務連絡は発出日から適用されるものであり、発出日前に貸切バス事業者と旅行者との間で運送契約が締結されているものについて、契約の再締結を求めているものではないことに留意して下さい。

平成26年〇月〇日

〇〇旅行 株式会社 御中
修学旅行担当責任者 殿

〇〇交通株式会社
担当責任者 印

新たな貸切バスの運賃・料金制度の学校側への説明について
(依頼)

新たな貸切バスの運賃・料金制度の移行については、本来、運送事業者と旅行業者が協力して学校側へ直接説明すべきところですが、当社は遠方に所在するため伺うことができません。

つきましては、学校側に新たな貸切バスの運賃・料金制度について説明していただきますようお願い申し上げます。